

H25年度 東日本高速道路株式会社 事業評価監視委員会

「重点」審議案件の選定について

平成25年12月20日

あなたに、ベスト・ウェイ。



東日本高速道路(株)事業評価監視委員会審議方法

■ 審議方法

東日本高速道路株式会社事業評価監視委員会の重点的かつ効率的な会議運営に資することを目的に、対象事業を「重点」「一般」に分け、審議を実施。

選定基準に該当する項目がある案件を「重点」審議案件として選定し、重点的に議論を行い対策方針(案)を決定するものとする。

選定基準に該当する項目がない案件については「一般」審議案件とし、対応方針(案)を決定するものとする。

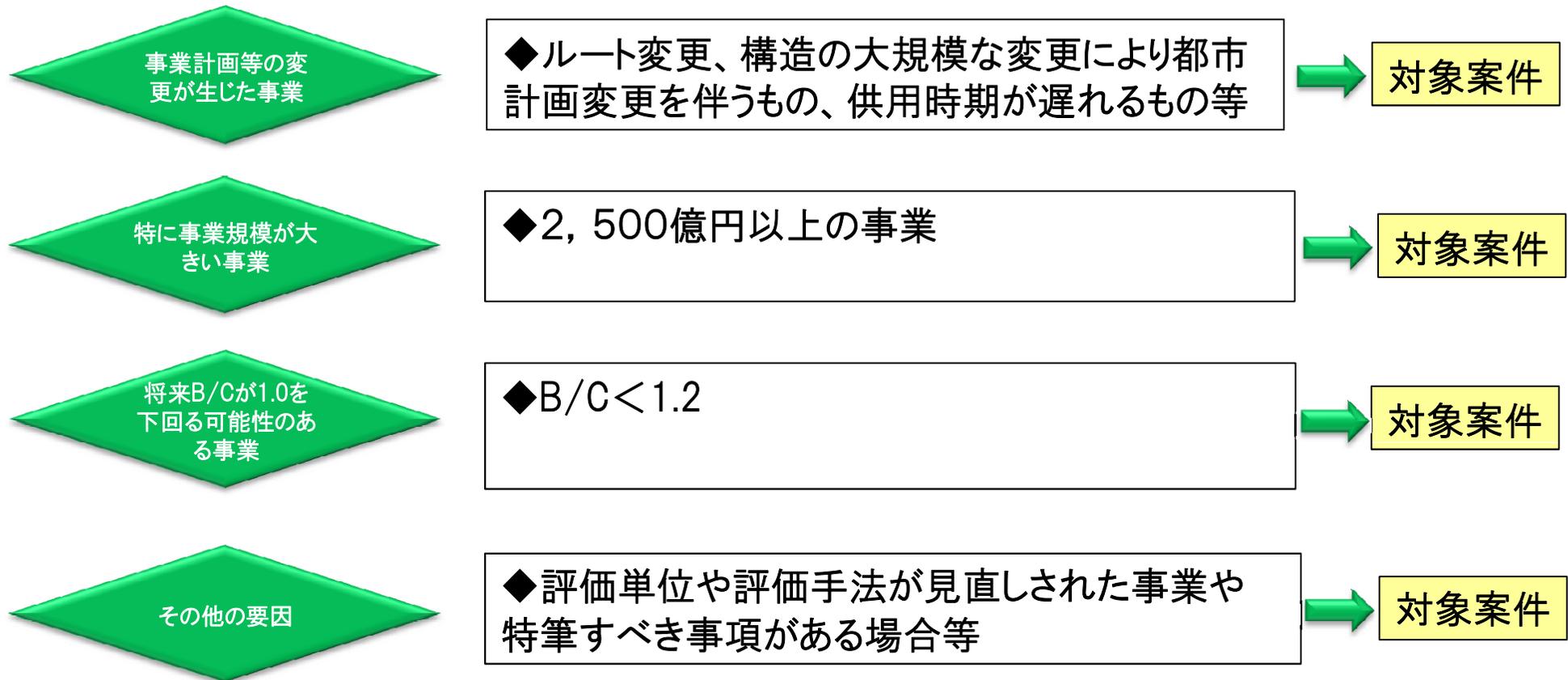
【委員会での審議の位置付け】

○東日本高速道路株式会社事業評価監視委員会運営要領

第7条 本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は委員会の審議で決定する。

「重点」審議案件の選定基準の考え方

NEXCO



原則として、上記選定基準に該当する項目がある場合には「重点」審議案件とするが、「一般」審議案件についても委員より「重点」審議案件として選定すべきとの提案があった案件については、「重点」審議案件とする。

平成25年度 「重点」審議案件の選定表



◆重点審議抽出基準

種別	評価対象区間	選定事業	該当 項目数	事業計画等の変更が生じた 事業	特に事業規模 が大きい事業	B/Cが1.0を下 回る可能性が ある事業	その他の要因	備 考
				都市計画の 変更等	2,500億円以上	B/C<1.2 上段:全体事業 下段:[残事業]	特筆すべき 事項	
事後評価	北海道横断自動車道 黒松内釧路線・黒松内北見線(夕張～本別・足寄)	○	1		3,771	1.2		
	北関東自動車道 (伊勢崎～岩舟JCT・宇都宮上三川～友部)	○	1		3,646	4.2		
	一般国道16号 横浜横須賀道路(佐原～馬堀海岸)	○	1		718	1.1		